別紙様式第四十五　（平23財令96（平25財令62）・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

国際航空輸送事業収支報告書（本邦航空業者分）

（　　年　　月分）

財 務 大 臣 殿

（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

報 告 者：

名 称 及 び
代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

	項目	対居住者取引	対非居住者取引
収入	(1) 貨物運賃		
	(イ) 輸出貨物運賃		
	(ロ) 輸入貨物運賃		
	(ハ) 三国間貨物運賃		
	(2) 旅客運賃		
	(3) 連帯輸送運賃		
	(4) 航空機賃貸料		
	うちファイナンシャルリース契約によるもの（元本部分）		
	ファイナンシャルリース契約によるもの（利子部分）		
	(5) その他の収入		
	うち手数料等収入		
支払	(1) 運航経費		
	(イ) 修繕費		
	(ロ) 燃料		
	(ハ) 代理店手数料		
	(ニ) 空港調達需品		
	(ホ) 航空保険料		
	(ヘ) その他		
	うち外国人搭乗員給与		

出	公的手数料等		
	(2) 連帯輸送運賃		
	(3) 運賃清算金		
	(4) 航空機貸借料		
	うちファイナンシャルリース契約によるもの（元本部分）		
	ファイナンシャルリース契約によるもの（利子部分）		
	(5) その他の支出		
	うち乗務員訓練費及び一般管理費		

（記入要領）１　西暦により記入すること。

２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

３　「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には，円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）